

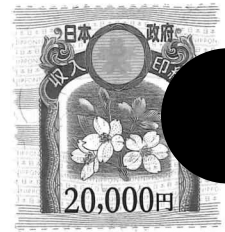
(令和8年4月1日改正)

番 号	淡消防第1号
-----	--------



物 品 売 買 契 約 書

受注者名 株式会社藤井ポンプ製作所



番 号 淡消防第1号

物 品 売 買 契 約 書

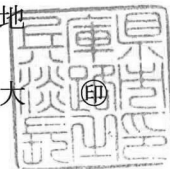
- 1 品 名 消防ポンプ自動車購入業務
- 2 規格(形式) 消防ポンプ自動車 (CD-I型)
- 3 数 量 1台
- 4 契約金額 ¥29,882,204-
(うち消費税及び地方消費税の額¥2,708,490-)
(注)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。
- 5 納入期限 令和9年3月19日
- 6 納入場所 淡路市 地内
- 7 契約保証金 淡路市契約規則第25条第1項第3号により免除
- 8 納入の方法 淡路市の指示による

上記物品の売買について、発注者 淡路市と受注者とは、上記物品の納入について、次の条項に従い互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年5月7日

発注者 住 所 兵庫県淡路市生穂新島8番地

氏 名 兵庫県淡路市長 戸田 敦大



受注者 住 所 〒679-2123 姫路市豊富町豊富3143番地1

株式会社 藤井ポンプ製作

氏 名 代表取締役 横 田 浩

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約の履行に関し用いる言語は日本語とし、金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。

4 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

5 受注者は、契約書及び仕様書等に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは発注者の指示によらなければならない。

6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

7 受注者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

8 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項第3号又は第4号のいずれかの保証を付す場合は、当該保証は第20条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

5 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

6 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

8 発注者は、第10条第1項の規定により物品の所有権が発注者に引き渡された後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号の金融機関等による保証証書を受注者に返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注させ、又は限りでない

(監督)

第4条 発注受注者の履

(一般的損

第5条 この受注者がそ理由により

(納品書等

第6条 受注提出しなけ

2 受注者はなければならない

3 前項にかるものとする

(検査)

第7条 発注から起算

2 前項の者が自ら

3 受注者はなければならない

4 受注者はることができるが

5 発注者等の確認

6 第1項物品に係

(取替え

第8条 受注やかに取

2 前項のされたと

3 受注者において

ばならな

4 発注者て10日

5 前条第

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(監督)

第4条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(納品書等の提出等)

第6条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。

3 前項にかかわらず、受注者は、発注者の要求があったとき、物品の数量を分割して納入するものとする。

(検査)

第7条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から前項までの規定を準用する。

6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物品に係る損失は、全て受注者の負担とする。

(取替え又は手直し)

第8条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに取替え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により取替え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定により取替え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

5 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検査について準用する。

(目的物の使用)

第9条 発注者は、契約の履行期限前においても、受注者と協議の上、目的物を使用することができる。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第10条 物品の所有権は、検査に合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、全て受注者の負担とする。

3 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、発注者の所有とする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

4 前3項に定める請求は、所有権移転の日から1年以内(数量に関する契約不適合を除く。)にしなければならない。

(受注者の請求による納期の延長)

第12条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、納期内に物品等を納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議の上、書面によりこれを定めなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、納期を延長しなければならない。発注者は、その納期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、契約金額について必要な変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(遅延違約金)

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合においては、発注者は受注者から遅延違約金を徴収することができる。

2 前項の遅

年3.0バ
365日の

3 前項の規

合格したと

金額相当額

4 第8条第

又は手直し

る遅延違約

5 前各項の

(契約内容

第14条 発

し、又は物

ると認める

は必要な費

(天災その

第15条 契

の激変によ

は受注者は

(契約代金

第16条 受

を請求する

2 前項の規

きは、当該

入を完了

は、この

3 発注者の

支払わな

4 発注者の

支払金額

ても36

(発注者の

第17条

の履行の

る。ただ

念に照ら

(1) 正

いと明

(2) 受

施に当

(3) 正

(4) 前

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第7条第1項又は第8条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第8条第2項の規定により取替え又は手直しの期間を指定した場合において、当該取替え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。
- 5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第15条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認めに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

（契約代金の支払）

第16条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときは、契約代金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し、発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入を完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。
- 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対して遅延日数に応じ支払金額に年3.0パーセント（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の追完の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した場合における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 第23条又は第24条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に基づく義務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合は、その者。)が暴力団員(淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号。以下この号において「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の履行に係る業務の一部を第三者に委託する契約(以下「委託契約」という。)を締結するに当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1
(2) 受注
の債務に
2 次の各号
(1) 受注
第75号
(2) 受注
法律第1
(3) 受注
法律第2
3 第1項各
合を除く。
ない事由に
4 第1項の
く。)にお
れていると
とができ
(談合その
第21条 発
告によら
(1) 受注
2年法
う。)を
(2) 受
う。)を
(3) 受
0年法
場合を
2 前条の
(協議解
第22条
る。
2 発注者
その損害
(受注者
第23条
告をし、
期間を経
あるとき
(受注者
第24条
ができる

(1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第18条第7号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第21条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者が、課徴金の納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令をいう。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第22条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が契約期間の2分の1以上に達するとき。
- (2) 第14条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

約を締結す
234条第

議会の議決

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

令和 年

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第23条又は第24条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(賠償の予定)

第27条 受注者は、第21条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この契約による履行完了後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 第21条第1項第1号又は第2号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第21条第1項第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(相殺)

第28条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(補則)

第29条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項が生じたときは、淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(本契約の確定)

第30条 この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年淡路市条例第55条）第3条の規定による淡路市議会の議決を経た後、本契

中止させよう
。いて、契約金
き。

約を締結する。この場合において、この契約書は地方自治法（昭和22年法律第67号）第
234条第5項の規定に基づく契約書となるものとする。

議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

よるものであ

令和 年 月 日

って生じた損
及び取引上の
るときは、こ

発注者 住 所

氏 名

印

責務の履行が

受注者 住 所

氏 名

印

が契約を解除
を支払わなけ
こ掲げる場合

対象となる行
18日公正取
こ認める場合
が確定した場

超える場合に

受注者が発注

の指定する期

る。

この契約書若
手淡路市規則
とする。

分に関する条
怪た後、本契

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者（委託者及び賃借人含む。以下同じ。）及び受注者（受託者及び賃貸人含む。以下同じ。）は、淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）と、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせる契約その他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約等を締結する場合においては、この特約第2項から第6項まで、第9項から第13項の規定に準じた事項を当該再委託契約等に定めなければならない。
- 3の2 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約の契約金等債権を譲渡してはならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告し、兵庫県淡路警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。
 - (1) 再委託契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約等の受注者からその者が発注した再委託契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 5 発注者は、受注者及び再委託契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約等の受注者が個人である場合は、その者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約等の受注者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は再委託契約等の受注者がその業務に関し、監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時契約の締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 6 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 7 発注者は、受注者及び再委託契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長に意見を聴くことができる。
- 8 発注者は、警察署長から得た情報を他の契約において、第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設

の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。)に提供することができる。

(発注者の解除権)

- 9 発注者は、受注者（受注者が共同企業体である場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、本市の物品売買契約約款その他契約書（発注者の催告によらない解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。
- (1) 役員等が、暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 再委託契約等を締結するに当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (9) 再委託契約等の受注者が再委託契約等を再発注して、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合において、受注者がその事実を知りながら、正当な理由がなく、発注者への報告を怠ったとき、受注者が再委託契約等の受注者とのこの特約に準じた条項を含んだ再委託契約等を締結していなかったとき、その他受注者が正当な理由がないにもかかわらず、この特約の条項に故意に違反し、その違反より暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。
 - (10) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約の契約金額債権を譲渡したと認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 10 前項の解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 11 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることができない。

(誓約書の提出等)

- 12 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額）が200万円を超えるときには、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託契約等を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約等の受注者としめないこと。
 - (3) 受注者は、暴力団等にこの契約の契約金額債権を譲渡しないこと。
 - (4) 受注者は、前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団

排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

- 1 3 受注者は、再委託契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（第3項の規定によりこの項に準じて再委託契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

（受注者からの協力要請）

- 1 4 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

発注者及び
という。）第
こととして、

- 1 受注者は
（同条第2
に規定する
この契約に
る契約（以
- 2 受注者は
た条項を含
- 2の2 受注
契約の契約
- 3 受注者は
下「警察署
（1）再委
（2）この
（3）再委
定に基
- 4 発注者は
受注者に対
の者その
簿その他の
（1）役員
顧問その
に対し、
を有する
（2）受
役員を
結する
- 5 発注者は
ことができ
- 6 発注者は
（1）役員
（2）暴
（3）役
る目的
（4）役
直接的
き。
（5）役
ている
（6）役
るとき
（7）再

の他の発注者

再委託契約等における暴力団排除に関する特約（第3項関係）

者と複数の再
は、前項の規
（第3項の規
の写しを含む。）

発注者及び受注者は、淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、次のとおり合意する。

るときは、発

- 1 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3項に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）と、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせる契約その他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託契約等」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約等を締結する場合において、この特約に準じた条項を含んだ再委託契約等を締結しなければならない。
 - 2の2 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約の契約金額債権を譲渡してはならない。
- 3 受注者は、次のいずれかに該当するときは、発注者に報告し、兵庫県淡路警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。
 - (1) 再委託契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約等の受注者から当該者が発注した再委託契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 4 発注者は、受注者及び再委託契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約等の受注者が個人である場合は、その者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約等の受注者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は再委託契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時契約の締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 5 発注者は、元請契約の発注者を通じて、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 6 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められたとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 再委託契約等を締結するに当たり、その相手方が1号から前号までのいずれかに該当

することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 再委託契約等の受注者が再委託契約等を再発注して、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約等の受注者とのこの特約に準じた条項を含んだ再委託契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらず、この特約の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(10) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約の契約金額の債権を譲渡したと認められるとき。

7 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は、発注者に対して、その損害を請求することはできない。

8 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の再委託契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときは、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 再委託契約等を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約等の受注者としめないこと。

(3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約の契約金額債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者は、前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

9 受注者は、再委託契約等を締結する場合において、前項の規定に準じて当該再委託契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（第2項の規定によりこの特約に準じて再委託契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

(個人情報

第1条 受注者は、個人の

2 受注者は、個人情報安全確認の号)その他

(責任体制

第2条 受注等の発生は、い。

(作業従事

第3条 受注情報の取扱い

2 受注者は、させなければ

(作業場

第4条 受注手前に、

(作業従

第5条 受注ける作業育及び研

2 受注者様に発注

(秘密の

第6条 受注報をこの

2 前項の

(再委託

第7条 受注らない。

2 受注者地、再委託における

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

- 第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、「淡路市保有個人情報安全管理規程」(令和6年淡路市訓令第1号)と同等以上の水準により、個人情報の安全確認のために必要な措置を講じ、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

- 第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制(個人情報の漏えい等の発生に備えた連絡及び対処体制を含む。)を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業従事者等の届出)

- 第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者(以下「作業責任者」という。)及び個人情報の取扱いに係る従事者(以下「作業従事者」という。)を定め、発注者に報告しなければならない。これらを変更するときも同様とする。
- 2 受注者は、作業責任者に本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督させなければならない。
- 3 受注者は、作業従事者に作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(作業場所の特定)

- 第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、業務の着手前に、発注者に報告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(作業従事者の教育及び研修の実施)

- 第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を全ての作業従事者に対して実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、前条の規定と同様に発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、この契約に係る業務を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報をこの契約以外の目的で第三者に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託)

- 第7条 受注者は、この契約に係る業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 受注者は、業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、所在地、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明

確にした書類を作成し、業務の着手前に、発注者の承認を得なければならない。

- 3 前項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対してこの契約に係る業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、この契約に係る業務を実施するに当たって、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者等の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、この契約に係る業務を実施するに当たって、取得し、若しくは作成した個人情報又は発注者から提供された個人情報を漏えい、毀損及び滅失することのないよう次の各号に定めるところにより、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が承認した場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を当該台帳に記録すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコン等（外部記録媒体を含む。）に、個人情報の漏えいにつながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第10条 受注者は、この契約に係る業務を実施するために個人情報を収集するときは、あらかじめ発注者の承認を得るとともに、この契約に係る業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受注者は、この契約に係る業務を実施するに当たって利用する個人情報について、この契約に係る業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写、
第12条 受
情報が記録

(受渡し)
第13条 受
及び場所

(個人情報
第14条 受
注者が収集

使用しない
きは、発注

2 受注者は
べき個人情報
に申請し、

3 受注者は
当該個人情報

4 受注者は
場合は、予
措置を講

5 受注者は
数量、消去
ければな

6 受注者は
にに応じな

(報告及び
第15条 受
取扱いの

定に基づ
すること
ときは、

2 受注者は
(事故発

第16条 受
生したお

直ちに発
等を報告

2 受注者は
とともに
講じな

3 受注者は
限り当該
(契約解

(複写、複製等の禁止)

第12条 受注者は、この契約に係る業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報記録された資料等を複写し、複製し又は転写してはならない。

(受渡し)

第13条 受注者は、発注者との個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第14条 受注者は、発注者からこの契約に係る業務を実施するに当たって貸与され、又は受注者が収集し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報について、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約に係る業務が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の内容、記録媒体の種類、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、前項で承認された個人情報記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読及び復元を不可能とする措置を講じなければならない。

4 受注者は、第2項で承認された個人情報のうち、パソコン等に記録されたものを消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、その個人情報が判読及び復元を不可能とする措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報を消去し、又は廃棄したときは、個人情報の内容、記録媒体の種類、数量、消去又は廃棄の方法、消去又は廃棄を行った年月日及び担当者名を発注者に報告しなければならない。

6 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 発注者は、個人情報を保護するため必要な限度において、受注者に対し個人情報の取扱いの状況について、報告(個人情報取扱特記事項に係る遵守状況)及び本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられていることを確認するため、受注者の作業場所を立入調査することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者から改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、再委託を行う場合は、前項と同様の措置をその相手方に求めなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この契約に係る業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の事態が生じた場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講じるとともに、当該事態が生じた旨をその本人に通知し、又は本人が容易に知り得よう措置を講じなければならない。

3 受注者は、発注者と協議した上、二次被害の防止及び類似事案の発生回避のため、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

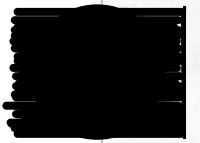
(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約に係る業務の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合においては、本市の委託契約約款、物品売買契約約款その他の契約書の規定を適用する。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、受注者の故意又は過失にかかわらず、受注者が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。



開札結果表

入札に付した事項	淡消防第1号 消防ポンプ自動車購入業務			
入札・開札の日時	令和8年 4月 24日 11時30分			
入札・開札の場所	淡路市役所 1号館 2階 大会議室 1・2			
予定価格	最低制限価格	落札金額		
本契約締結後に公表	—	¥29,882,204—		
入札書比較予定価格	最低制限価格比較価格			
本契約締結後に公表	—			
番号	入札者氏名	第1回入札金額	再入札金額	備考
1	アイシンコンサルジュ(株)	辞退		
2	淡路T・P整備(株)津名店	不着		
3	(株)川越	¥31,532,204-		
4	新崎自動車整備工場	辞退		
5	親興自動車(株)	辞退		
6	(有)岡本ポンプ	不着		
7	神戸日野自動車(株)	不着		
8	(株)神防社	辞退		
9	(株)スナミ	¥30,817,204-		
10	大和リース(株)神戸支店	辞退		
11	東洋防災工業(株)神戸営業所	辞退		
12	(株)藤井ポンプ製作所	¥29,882,204-		落札
13	(株)モリタ 関西支店	¥30,113,204-		
14				
15				
契約予定金額	¥29,882,204—	(うち消費税及び地方消費税)		
業者選定理由 淡路市競争入札参加資格者名簿の物品・役務・賃貸借等の「船舶・車両類」の「消防車両(架装・ぎ装含む)」(消防車、指揮車、ポンプ積載車)に登録がある県内業者を13社選定した。				

履行場所 淡路市内
工期(履行期間) 契約締結日から 令和9年 3月 19日